

ライフ・イン京都入居契約兼（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約
重要事項説明書

記入年月日	令和7年4月 1日
記入者名	阿部 裕光
所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

種類	個人 / 法人	
	※法人の場合、その種類	社会福祉法人
名称	(ふりがな) きょうとしゃかいじぎょうざいだん 京 都 社 会 事 業 財 団	
主たる事務所の所在地	〒615-8256 京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地	
連絡先	電話番号	075-391-5811
	FAX番号	075-393-0140
	メールアドレス	honbu@kyoto-swf.com
	ホームページアドレス	http:// kyoto-swf.com
代表者	氏名	野口 雅滋
	職名	理事長
設立年月日	昭和24年3月31日	
主な実施事業	※別添1（別の実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) らいふ・いんきょうと ライフ・イン京都	
所在地	〒615-8256 京都府京都市西京区山田平尾町 46 番地 2	
主な利用交通手段	最寄駅	阪急京都線 桂駅
	交通手段と所要時間	①ホーム専用シャトルバスご利用の場合 阪急京都線桂駅西口より約 15 分 月～土：14 便、日祝：13 便 ②徒歩の場合 阪急京都線桂駅西口より約 40 分（約 2.2km） 市バス「千代原口」バス停約 15 分（約 800m）
連絡先	電話番号	075-381-1870（代表）

	FAX番号	075-381-1899
	メールアドレス	kyoto-swf@lifeinkyoto.or.jp
	ホームページアドレス	http://lifeinkyoto.or.jp
管理者	氏名	阿部 裕光
	職名	施設長
建物の竣工日		昭和61年11月25日
有料老人ホーム事業の開始日		平成24年 4月 1日

(類型)【表示事項】

① 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3 住宅型 4 健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所京都市指定第 267400070 号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所京都市指定第 2674000704 号
	指定した自治体名	京都市
	事業所の指定日	平成 24 年 4 月 1 日
	指定の更新日（直近）	令和 6 年 4 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	14,216.87 m ²	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地（普通賃借・定期賃借）	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
		契約期間 (年 月 日～年 月 日)	1 あり 2 なし
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	22,200.88 m ²
		うち、老人ホーム部分	22,168.88 m ²
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()	
構造	① 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()		

	所有関係	① 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物（普通賃借・定期賃借）				
		抵当権の設定		1 あり 2 なし		
		契約期間		1 あり (年 月 日～年 月 日) 2 なし		
契約の自動更新		1 あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者居室を含む）				
		② 相部屋あり				
		最少		2 人部屋		
	最大		4 人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分*
	タイプ1 (1DK)	有/無	有/無	32.05～ 37.26 m ²	38	一般居室個室
	タイプ2 (1LDK)	有/無	有/無	32.40～ 55.26 m ²	140	一般居室個室
	タイプ3 (2LDK)	有/無	有/無	40.91～ 62.98 m ²	42	一般居室個室
	タイプ4 (3LDK)	有/無	有/無	73.31～ 85.56 m ²	6	一般居室個室
	タイプ5 (ワルーム)	有/無	有/無	21.45 m ²	71	介護居室個室
タイプ6 (ワルーム)	有/無	有/無	15.72～ 16.5 m ²	11	介護居室個室	
タイプ7	有/無	有/無	7.83～ 11.28 m ²	6	一時介護室個室	
タイプ8	有/無	有/無	10.64 m ²	1	一時介護室相部屋	
タイプ9	有/無	有/無	35.40 m ²	1	一時介護室相部屋	
共用施設	共用便所における 便房	51ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		24ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		22ヶ所	
	共用浴室	5ヶ所	個室		3ヶ所	
			大浴場		2ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	8ヶ所	チェアー浴		2ヶ所	
			リフト浴		0ヶ所	
ストレッチャー浴			1ヶ所			
その他（1人用介護浴槽）			5ヶ所			
食堂	① あり 2 なし					

	入居者や家族が利用できる調理設備	① あり	2 なし
	エレベーター	① あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし	
消防用設備等	消火器	① あり	2 なし
	自動火災報知設備	① あり	2 なし
	火災通報設備	① あり	2 なし
	スプリンクラー	① あり	2 なし
	防火管理者	① あり	2 なし
	防災計画	① あり	2 なし
緊急通報装置等	居室	① あり 2 一部あり 3 なし	① あり 2 一部あり 3 なし
	便所	① あり 2 一部あり 3 なし	① あり 2 一部あり 3 なし
	浴室	① あり 2 一部あり 3 なし	① あり 2 一部あり 3 なし
	その他 (共用施設)	1 あり ② 一部あり 3 なし	
その他	<p>■ 共用施設</p> <p>【本館】 レストラン、一時介護室、大浴場 (男性用・女性用)、個浴、ロビー、フロント、売店、集合郵便受け、多目的ホール、シアタールーム、応接会議室、カルチャー教室、デイルーム、ビューテラス、アスレチックルーム (機能訓練室兼用：健康増進機器、ビリヤード台)、図書室、茶室、和室 (3室)、アトリエA、アトリエB (囲碁、麻雀、オセロ等のプレイルーム兼用)、談話室、来客用駐車場、デイルーム、トイレ、おしゃべりテラス</p> <p>【ケアセンター】 エントランスホール、食堂、デイルーム、機能訓練室 (多目的ホール兼用) 屋上庭園、面談室、介護浴室、特殊浴室、個浴、トイレ</p> <p>■ 利用時に費用が必要となるもの</p> <p>【本館】 美容室 (予約制)、体験入居室 (2室・ゲストルーム兼用・予約制)、コインランドリー (2ヶ所・洗濯機4階、5階各3台、乾燥機4階2台、5階3台)</p> <p>【ケアセンター】 美容室 (予約制)、体験入居室 (1室・ゲストルーム兼用・予約制)</p> <p>■ 利用契約及び利用料が必要となるもの</p> <p>【本館】 トランクルーム、駐車場</p> <p>■ 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>利用者が指定特定施設等の提供を受ける際に、事業者が必要に応じて事業所に設置した設備を利用する上で、事業者が定めた施設管理規程に則り、十分な注意を以って利用していただきます。</p>		

4. サービスの内容

(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所は、老人福祉法、介護保険法他の関係法令を遵守し、運営法人とライフ・イン京都の理念のもと、ご入居者の人権を尊重し、その方の有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援します。 2. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 3. 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○同一建物内にある「ライフ・イン京都診療所」及び総合病院「京都桂病院」との緊密な医療協力体制により充実した医療対応ができる体制をとっています。 ○ケアセンター（こすもす 11 室、ひまわり 71 室）及び本館要支援、要介護者に対して手厚い介護体制をとっています。 （要介護者等：介護・看護職員の人員配置 2：1 以上） ○本館入居者にできる限り長く住み慣れた自室での生活を続けていただけるよう、ケアサービス部、生活サービス部、看護部など、職域を越えた連携により、きめ細かな対応ができる介護体制をとっています。 ○介護職員の専門的な技術・資質向上や自己啓発を支援するために、研修推進委員会を中心に施設内外の研修会への積極的な参加や資格取得の奨励を行い、介護サービスの質の向上を図っています。 ○要支援、要介護認定を受けられた方に対して、施設ケアマネジャーが、自立を支援するために施設介護計画（ケアプラン）を作成し、入居者の生活や思いを尊重した質の高い介護サービスを提供しています。 ○サービスの質の向上に向けての取り組みの一環として、コンプライアンス委員会、人権擁護委員会、リスクマネジメント委

	<p>員会、苦情解決委員会、研修推進委員会、感染対策委員会、サービス評価委員会、生産性向上委員会、住替え判定委員会、安全衛生委員会、ターミナルケア委員会、災害対策委員会等、各種専門委員会を設置して活発に活動をしています。</p> <p>○多くの入居者に支持されている、終身にわたる利用権と費用の前払いに担保された、要介護・罹病・認知症等、入居者が困難に直面されたときに新たな費用負担を極力少なくする経営姿勢を将来にわたり大切に堅持しています。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
※1 「協力医療機関連携加算 (I)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算 (II)」は、「協力医療機関連携加算 (I)」以外に該当する場合を指す。	生活機能向上連携加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	ADL 維持等加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	① あり 2 なし
	個別機能訓練加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	① あり 2 なし
※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	夜間看護体制加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり ② なし
	協力医療機関連携加算 (※1)	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし

	口腔衛生管理体制加算（※2）	1 あり ② なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	① あり 2 なし
	退院・退所時連携加算	① あり 2 なし
	退去時情報提供加算	① あり 2 なし
看取り介護加算	(I)	1 あり ② なし
	(II)	① あり 2 なし
認知症専門ケア加算	(I)	1 あり ② なし
	(II)	1 あり ② なし
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	1 あり ② なし
	(II)	① あり 2 なし
	新興感染症等施設療養費	① あり 2 なし
生産性向上推進体制加算	(I)	1 あり ② なし
	(II)	① あり 2 なし
サービス提供体制強化加算	(I)	① あり 2 なし
	(II)	1 あり ② なし
	(III)	1 あり ② なし
介護職員等処遇改善加算	(I)	① あり 2 なし
	(II)	1 あり ② なし
	(III)	1 あり ② なし
	(IV)	1 あり ② なし
	(V) (1)	1 あり ② なし
	(V) (2)	1 あり ② なし

	(V) (3)	1 あり ② なし
	(V) (4)	1 あり ② なし
	(V) (5)	1 あり ② なし
	(V) (6)	1 あり ② なし
	(V) (7)	1 あり ② なし
	(V) (8)	1 あり ② なし
	(V) (9)	1 あり ② なし
	(V) (10)	1 あり ② なし
	(V) (11)	1 あり ② なし
	(V) (12)	1 あり ② なし
	(V) (13)	1 あり ② なし
	(V) (14)	1 あり ② なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率) 2 : 1
	2 なし	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 ④ その他（訪問歯科診療との連携）		
協力医療機関	1	名称	ライフ・イン京都診療所
		住所	京都府京都市西京区山田平尾町 46 番地の 2
		診療科目	内科、精神科
		協力科目	内科 月、水、金曜の週 3 回の診察（午前 10 時～11 時 30 分まで） 精神科 毎週木曜の診察（午前 10 時～11 時 30 分まで）

			医療費は入居者自己負担。	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし	
	2	名称	京都桂病院	
	住所	京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地		
	診療科目	一般内科、消化器内科、消化器外科、膠原病科・リウマチ科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、心臓血管内科、心臓血管外科、呼吸器内科、呼吸器外科、乳腺科、整形外科、産婦人科、形成外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、小児科、精神科、リハビリテーション科、放射線診断科・治療科、病理診断科、麻酔科、緩和ケア科、脳神経内科、脳神経外科、救急科、腫瘍内科、脊椎脊髄外科		
	協力科目	上記に同じ（小児科除く）		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	① あり 2 なし	
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし	
新興感染症発生時に連携する医療機関	① あり			
		医療機関の名称	京都桂病院	
		医療機関の住所	京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地	
	2 なし			
協力歯科医療機関	1	名称	高橋歯科医院	
		住所	京都府京都市西京区山田久田町 3-3	
		協力内容	入居者の希望に基づき、施設職員の連絡を受け診察日時の調整を行ないます（以降は入居者と医院で調整） 介護認定を受けておられるご入居者に対する往診、可能な範囲で緊急時の対応を行ないます	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	① 一時介護室または介護居室(ケアセンター)を一時利用される場合 ② 介護居室へ移る場合 3 その他 ()
判断基準の内容	1 の場合 退院後や日常生活上で一時的に介護を要する状態の時

	<p>2 の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般居室（本館）の入居者で常時介護が必要な状態または重度の認知症によりご自分の居室や所有物に対する見当識を失い、ケアセンターに住替えて介護を受けながら日常生活を営むことが必要な状態になられたとき
<p>手続きの内容</p>	<p>1 の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が指定する医師の意見を聴きます。 ・入居者の意思を確認します。 ・身元引受人等の意見を聴きます。 <p>以上の手続きを経て、一時的に一般居室から一時介護室またはケアセンターへ移っていただき介護を行います。一時介護室には個室と多床室とがありますが、どのタイプの部屋をご利用いただくかは、ライフ・イン京都診療所医師または本館看護課の看護職員の判断によります。一般居室の利用権は継続するものとします。介護費用及び室料については入居一時金、介護費用の一時金に含まれており費用負担はありません。食事代（1日3食につき2,650円）、介護諸雑費（1日につき550円 光熱水費・リネン代・水分補給費・洗濯洗剤代）及び消耗品費（紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）の実費は自己負担となります。</p> <p>2 の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者（以下施設長とする）及び日常生活や心身の状態等を常時見させていただいている職員をもって構成する「住替え適格者判定委員会」が、全員一致をもって住替えが「適」と判定したとき ・住み替えにいたるまでには緊急やむをえない場合を除いて要介護状態になられてから約6ヶ月を基準として経過をみます。 ・住替え先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行ないます。 ・身元引受人等の意見を聴きます。 ・可能な限り入居者の同意を得ます。 <p>以上の手続きを経て変更契約を締結の上、入居後13年に満たない場合には、ご入居いただいていた一般居室の未償却残金について調整します。その結果、返還金が発生する場合がありますが、追加費用はありません。</p> <p>なお、入居者の判断能力が不十分と思われる場合には、身元引受人もしくは親族等において法定代理人選任の申し立て手続きを行っていただき、手続きを進めることとなります。管理費食費は本館の場合と変わりませんが、介護諸雑費（1ヶ月につき16,500円 光熱水費・リネン代・水分補給費・洗濯洗剤代）が必要となります。</p>
<p>追加的費用の有無</p>	<p>① あり 2 なし</p>

居室利用権の取扱い	<p>■一時介護室を利用する場合 一時的に利用する共用施設であり本館利用権の変更はありません。</p> <p>■ケアセンターを利用する場合 一般居室からケアセンターへ利用権が移行します。</p>	
前払金償却の調整の有無	①	あり 2 なし
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	① あり 2 なし
	浴室の変更	① あり 2 なし
	洗面所の変更	① あり 2 なし
	台所の変更	① あり 2 なし
	その他の変更	① あり
	2	なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立して いる者	① あり (本館に限る) 2 なし
	要支援の 者	① あり (本館又はケアセンター) 2 なし
	要介護の 者	① あり (ケアセンターに限る) 2 なし
留意事項	<p>■本館 一般居室への入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、満年齢が65歳以上の方。 但し、施設長が特別な事情があると認めた場合にはこの限りではありません。 ・健康保険証及び介護保険第1号被保険者証(65歳以上の方)を有している方 ・2人入居の場合は原則として夫婦、親子、兄弟姉妹に限ります。同時に2人が入居されない場合の追加入居のお申し込みは1人目の入居契約締結後5年以内とします。 ・2人入居の場合は、ともに満年齢が65歳以上の方。 ・3人目の入居は認められません ・入居時に身の回りのことが自立して全てご自身でできる認知症状がない健康な方。 ・共同生活が円満にできる方。 ・ライフ・イン京都の設立趣旨を理解し運営に協力していただける方。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・身元引受人・連帯保証人を立てることのできる方。 ■ケアセンターへの入居 ・身体機能の低下または認知症などにより、介護を必要とされる、介護保険において原則要介護1以上の認定を受けている方（状態によっては要支援の方も含みます。） ・原則、満年齢が65歳以上の方 但し、施設長が特別な事情があると認めた場合にはこの限りではありません。 ・健康保険証及び介護保険第1号被保険者証を有している方。 ・他の入居者に伝染する疾病（感染症）の治療中ではない方。 ・自傷、他傷の恐れのない方。 ・身元引受人・連帯保証人を立てることのできる方。 ・認知症などによりご本人の判断能力が不十分な場合には契約時等に法定代理人が必要です。 		
<p>契約解除の内容</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。但し、1室に2人入居の場合（追加入居の場合を含む）は、2人ともに各号のいずれかに該当する場合（第二号においては第26条第1項第五号以外除く）に終了するものとします。</p> <p>(1) 入居者が死亡したとき。</p> <p>(2) 事業者が第26条各項（設置者からの契約解除）により本契約を解除したとき。</p> <p>(3) 入居者が第27条各項（入居者からの解約又は契約解除）により本契約を解約または解除したとき。</p>		
<p>事業主体から解約を求める場合</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>解約条項</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>入居契約書第26条各項（設置者からの契約解除）に基づき設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。</p> <p>①入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき。</p> <p>②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3か月以上遅滞したとき。</p> <p>③第3条第4項各号の規定に違反したとき</p> <p>④第19条第1項における別表第(1)または同第2項における別表第(2)の規定に違反したとき。</p> <p>⑤入居者の行動が、他の入居者または事業者の全役職員の生命・身体・健康・財産（事業者の財産を含む）に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及</p> </td> </tr> </table>	<p>解約条項</p>	<p>入居契約書第26条各項（設置者からの契約解除）に基づき設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。</p> <p>①入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき。</p> <p>②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3か月以上遅滞したとき。</p> <p>③第3条第4項各号の規定に違反したとき</p> <p>④第19条第1項における別表第(1)または同第2項における別表第(2)の規定に違反したとき。</p> <p>⑤入居者の行動が、他の入居者または事業者の全役職員の生命・身体・健康・財産（事業者の財産を含む）に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及</p>
<p>解約条項</p>	<p>入居契約書第26条各項（設置者からの契約解除）に基づき設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。</p> <p>①入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき。</p> <p>②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3か月以上遅滞したとき。</p> <p>③第3条第4項各号の規定に違反したとき</p> <p>④第19条第1項における別表第(1)または同第2項における別表第(2)の規定に違反したとき。</p> <p>⑤入居者の行動が、他の入居者または事業者の全役職員の生命・身体・健康・財産（事業者の財産を含む）に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及</p>		

		び接遇方法ではこれを防止することができないとき。
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間		1ヶ月
体験入居の内容	<p>① あり (内容)</p> <p>■本館の場合 1泊 4,000円(食事代は別途必要) ※体験期間は90日以内であれば連泊可能。体験入居は予約制です。事前にご連絡いただいた上で日程調整を致します。</p> <p>■ケアセンターの場合 1日につき10,000円(食事代は別途必要) ※介護内容、体験期間については個別相談となります。また、要介護度、介護の必要性の度合い、介護内容によっては別途費用が必要となる場合があります。</p> <p>2 なし</p>	
入居定員	356人(一般居室274人 ケアセンター82人)	
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談。	

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤(81人)	非常勤(74人)	
	155名(内2名兼務)			120.72人
管理者	1(兼務)	1	0	0.5
生活相談員	4(内、2名兼務)	4	0	2.75
直接処遇職員	97	56	41	83.93
介護職員	70	46	24	64.0
看護職員	27	10	17	19.88
機能訓練指導員	2	2	0	2.0
計画作成担当者	3(内、1名兼務)	3	0	2.5
栄養士	1	1	0	1
調理員	株式会社ニフスに委託			
事務員	17	14	3	15.64
その他職員	30	0	30	12.4

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ^{※2}	40時間
<p>※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。</p> <p>※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。</p>	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	勤務形態	
		常勤	非常勤
社会福祉士	3	3	0
介護福祉士	66	42	24
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	3	3	0
介護支援専門員	9	8	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	勤務形態	
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	2	2	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時45分～翌日9時45分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	2人	1人
介護職員	6人	5人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職員配置比率 [※]	a 1.5 : 1以上
--------------	-------------------------	-------------

利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	【表示事項】	<input checked="" type="radio"/> 2 : 1 以上 <input type="radio"/> 2.5 : 1 以上 <input type="radio"/> 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.3 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	(省略)
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		① あり 2 なし								
	業務に係る資格等		① あり								
	資格等の名称	社会福祉士									
	2 なし										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	3	10	4	2	0	0	0	0	1	0	
前年度1年間の退職者数	1	9	1	4	1	0	1	0	0	0	
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0
	1年以上 3年未満	2	5	7	2	0	0	0	0	1	0
	3年以上 5年未満	0	0	8	1	0	0	1	0	0	0
	5年以上 10年未満	1	6	8	1	0	0	0	0	0	0
	10年以上	6	5	28	15	4	0	0	0	2	0
	従業者の健康診断の実施状況		① あり 2 なし								

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
	④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	① あり 2 なし ※本館の一部の居室に限る	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	① 減額なし ※管理費、月額介護費、介護諸雑費は不在の場合でも減額はありませ 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	管理費及び食費並びに入居者が事業者を支払うべきその他の費用の額を改定する場合があります。
	手続き	管理費は京都市が発表する消費者物価指数、人件費の上昇率及び収支状況等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行います。 管理費及び食費については毎年4月1日より改定価格を実施します

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1 (本館)	プラン2 (ケアセンター・前払い)
入居者の状況	要介護度	自立	要介護
	年齢	65歳	65歳
居室の状況	床面積	39.29 m ²	21.45 m ²
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無
	浴室	① 有 2 無	1 有 ② 無 ※シャワー
	台所	① 有 2 無	① 有 2 無

入居時点で 必要な費用	前払金	入居一時金 28,620,000円 介護費用の一時金 6,386,000円	入居一時金 17,650,000円 介護費用の一時金 2,037,000円	
	敷金	0円	0円	
月額費用の合計 (月30日で算出)		152,810円	299,854円	
家賃		0円	0円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用	0円	(要介護3・1割負担の場合) 25,644円	
	介護保険外 ^{※2}	食費	79,500円	79,500円
		管理費	79,380円	79,380円
		介護費用	0円	121,400円
		光熱水費	実費	介護諸雑費に含む
その他	都度払いサービス有	都度払いサービス有		
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)</p> <p>(注) 入居者がテレビを設置する場合は、入居者がNHKと個別に契約し、放送受信料を負担する必要がある。</p>				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	目的施設の整備に要した費用・修繕費・借入利息、管理事務費、租税公課、保険料等
敷金	敷金はありません
介護費用	<p>(ケアセンター・全額前払い方式)</p> <p>月額介護費用：人員過配置サービス費 104,900円、介護諸雑費 16,500円(経口摂取が困難な方は 15,000円)</p> <p>(ケアセンター・月払い方式)</p> <p>月額介護費用：人員過配置サービス費 134,776円、個別選択サービス費 4,074円、介護諸雑費 16,500円(経口摂取が困難な方は 15,000円)</p> <p>・平成12年3月30日付老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知の規程に則り、長期推計に基づき費用を受領します。</p> <p>・人員過配置サービス費：要介護者等2人に対し週40時間換算で、直接処遇職員(介護・看護職員)を1人以上配置するための費用。人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づきます。</p> <p>(前払い方式は介護費用の一時金とともに充当)</p> <p>・個別選択サービス費：要介護等の認定を受けている方の個別的な選択による</p>

	介護サービス（外出付添い、買い物代行、標準的な回数（週 2 回）を超えた入浴介助等）の費用。 ※「月額介護費用」及び「介護諸雑費」は入院・外泊の場合も徴収いたします。 ※介護保険サービスの自己負担額は含みません。
管理費	共用施設及び設備維持管理費、健康管理部門・事務管理部門・施設管理課部門、フロント・日常業務等に係る人件費、事務用品費、什器備品費、通信費、健康増進事業費、外注委託費（シャトルバスのリース代、運行請負費、共用部の清掃費・ゴミ収集作業費、ゴミ回収費、植栽管理費・レストラン運営費補助等）
食費	1 日 3 食 2,650 円（朝食 600 円・昼食 850 円・夕食 1,200 円） ※月末に喫食数を集計し、次月 20 日に管理費と一緒に口座引き落とし。
光熱水費	ガスは大阪ガス、電気は関西電力と直接契約の上、実費負担。 上下水道利用料は 3,454 円／2 ヶ月 ※ケアセンターは介護諸雑費に含みます。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	前払金のうち介護費用の一時金、月額介護費用に含みます。（その他別添 2 参照）
その他のサービス利用料	管理規定に定めます。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠			
	要介護状態と所得に応じて介護費用の 1 割～3 割が自己負担分となります。 ※下表は現在の利用料の目安（1 割）です。 ※各種加算は含まれておりません。			
	要介護度	介護保険給付の単位	30 日分の目安	自己負担額 (1 割の目安)
	要支援 1	183 単位／日	66,888 円	7,432 円
	要支援 2	313 単位／日	108,260 円	12,029 円
	要介護 1	542 単位／日	187,216 円	20,780 円
	要介護 2	609 単位／日	208,517 円	23,169 円
	要介護 3	679 単位／日	230,799 円	25,644 円
	要介護 4	744 単位／日	251,480 円	27,942 円
	要介護 5	813 単位／日	273,441 円	30,382 円
	・1 単位の単価は 10.45 円（5 級地）です。 ・介護給付費は、介護給付の単位×単位の単価×利用日数で求め小数点以下を切捨てで計算します。 ・法定代理受領相当分は、給付額の 9 割で求め小数点以下を切り捨てです。 ・自己負担分（1 割～3 割）は介護給付費から法定代理受領相当分を差し引いた額です。			

	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～要介護5については「夜間看護体制加算Ⅰ」（18単位/日）「ADL維持等加算Ⅰ」（30単位/日）が適応され加算されます。 ・要支援1～要介護5については「サービス提供体制強化加算」（22単位/日）・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）」（5単位/日）・「生産性向上推進加算（Ⅱ）」（10単位/日）・「科学的介護推進体制加算」（40単位/月）・「口腔・栄養スクリーニング加算」（20単位/6ヶ月）が適応され加算されます。 ・その他、利用者によって「個別機能訓練加算（Ⅰ）」（12単位/日）及び「個別機能訓練加算（Ⅱ）」（20単位/月）・「退院・退所時連携加算」（入居日から30日間、30単位/日）・「退去時情報提供加算」（退去先が医療機関の場合、250単位/回）・「新興感染症等施設療養費」（240単位/日・最大1200単位まで/月）・「看取り介護加算（Ⅱ）」（572単位～1740単位/日）が適応され加算されます。 ・「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」として、介護給付費および加算給付費の合計額に対する12.8%の金額の1割から3割がそれぞれ別途加算されます。 ・上記介護給付費は実際の利用日数に応じて決定します。 ・消費税は非課税です。
<p>特定施設入居者生活介護※ における人員配置が手厚い 場合の介護サービス（上乘 せサービス）</p>	<p>前払金のうち介護費用の一時金、月額介護費用に含みます。</p>
<p>※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p>	

（前払金の受領）

<p>算定根拠</p>	<p>■入居一時金 老人福祉法令等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムより算定。 ※一般居室への2人入居の場合は、5,866,000円の加算入居一時金が必要です。 ケアセンターは1室1人入居です。 ※老人福祉法第29条第8項において受領が禁止されている権利金または対価性のない金品に該当しません。</p> <p>■介護費用の一時金 本館 6,386,000円 ケアセンター 2,037,000円</p> <p>平成12年3月30日付老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知の規程に則り、長期推計に基づき費用を受領します。</p> <p>1) 「要介護者等への人員過配置サービス費」</p> <p>■入居一時金 老人福祉法令等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムより算定。</p>
-------------	--

		<p>※一般居室への2人入居の場合は、5,866,000円の加算入居一時金が必要です。</p> <p>ケアセンターは1室1人入居です。</p> <p>※老人福祉法第29条第8項において受領が禁止されている権利金または対価性のない金品に該当しません。</p> <p>■介護費用の一時金</p> <p>本館 6,386,000円 ケアセンター 2,037,000円</p> <p>平成12年3月30日付老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知の規程に則り、長期推計に基づき費用を受領します。</p> <p>1)「要介護者等への人員過配置サービス費」 内容：要介護者等2人に対し週40時間換算で、直接処遇職員（介護・看護職員）を1人以上配置するための費用。人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づきます。</p> <p>本館 4,534,060円 ケアセンター 1,792,560円</p> <p>2)「要介護者等への個別選択サービス費」 内容：要介護等の認定を受けている方の個別的な選択による介護サービス（外出付添い、買い物代行、標準的な回数（週2回）を超えた入浴介助等）の費用。</p> <p>本館 : 574,740円 ケアセンター入居の場合：244,440円</p> <p>3)「要介護者等以外への生活支援サービス費」 内容：自立者に対する介護予防や、一時的な介護が発生した場合に備え、介護・看護職員を配置する為の費用。</p> <p>本館 : 1,277,200円 ケアセンター入居の場合はありません。</p>	
		本 館	ケアセンター
想定居住期間（償却年月数）		13年（156ヶ月）	5年（60ヶ月）
償却の開始日		入居日の翌日から	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		入居一時金：入居居室ごとに異なります。 介護費用の一時金：957,900円	—
初期償却率		15%	—
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から3ヶ月以内の契約解除の場合または死亡による契約終了の場合は、受領済みの入居一時金および介護費用の一時金につき下記の算定方法に基づいて償却した後の残額を無利息で返還致します。	

		<p>【本館】 前払金－前払金×想定居住期間償却率（85％）÷想定居住期間（156ヶ月）÷30日×（入居日から契約終了日までの実日数） ※1室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方が解約した場合または死亡した場合は、2人目に関わる前払金を対象として返還します。</p> <p>【ケアセンター】 前払金÷想定居住期間（60ヶ月）÷30日×（入居日から契約終了日までの実日数） ※月払い利用料については日割精算を行います。 ※必要な原状回復費用があれば受領します。</p>
	入居後3月を超えた契約終了	<p>返還金は下記計算式により返還します。</p> <p>【本館】 返還金＝前払金×想定居住期間償却率（85％）÷（入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数） ※1室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方が解約した場合または死亡した場合は、2人目に関わる前払金を対象として返還します。</p> <p>【ケアセンター】 返還金＝前払金÷（入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数） ※月払い利用料については日割精算を行います。 ※必要な原状回復費用があれば受領します。</p>
前払金の 保全先	1 連帯保証 を行う銀行等 の名称	
	2 信託契約 を行う信託会 社等の名称	
	3 保証保険 を行う保険会 社の名称	
	④ 全国有料老人ホーム協会	(入居者生活保証制度)
	5 その他（名称：	）

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	74人
	女性	176人
年齢別	65歳未満	3人
	65歳以上75歳未満	19人

	75歳以上 85歳未満	67人
	85歳以上	161人
要介護度別	自立	140人
	要支援 1	8人
	要支援 2	10人
	要介護 1	31人
	要介護 2	23人
	要介護 3	18人
	要介護 4	10人
	要介護 5	10人
入居期間別	6ヶ月未満	20人
	6ヶ月以上 1年未満	12人
	1年以上 5年未満	66人
	5年以上 10年未満	56人
	10年以上 15年未満	33人
	15年以上	63人

(入居者の属性)

平均年齢	86.2歳
入居者数の合計	250人
入居率*	70.2%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	0人
	死亡	32人
	その他	2人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2人
		(解約事由の例) ・ご家族居住の近隣施設へ入居・低層階への居室へ移動

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		① 「ライフ・イン京都」フロント及び意見箱（常時設置） 責任者 阿部裕光（管理者、施設長） ②（公社）全国有料老人ホーム協会 ③京都府福祉サービス運営適正化委員会 ④京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 ⑤京都市西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 ⑥京都府国民健康保険団体連合会介護相談係
電話番号		①075-381-1870 ②03-3548-1077 ③075-252-2152 ④075-251-1106 ⑤075-381-7638 ⑥075-354-9090
対応している時間	平日	① 8時45分～17時45分 上記以外の時間帯は、夜勤者が承り、翌日日勤者が早急に対応する。 ②10:00～17:00 ③～⑥8:30～17:00
	土曜	① 平日と同様
	日曜・祝日	① 平日と同様
定休日		② ～⑥ 土・日・祝

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	（社会福祉法人）全国社会福祉協議会の「しせつの損害補償」に加入 入居契約書、施設管理規程並びに特定施設入居者生活介護利用契約書に基づくサービスの提供にあたって、万一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き速やかに損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合には賠償額を減じ、または損害賠償を行わないことがあります。
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生	① あり	・京都市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録

したときの対応		します。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行います。
	2	なし
事故対応及びその予防のための指針	①	あり 2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	①	あり	実施日	令和7年3月1日～3月15日
			結果の開示	① あり 2 なし
	2	なし		
第三者による評価の実施状況	①	あり	実施日	令和5年12月21日
			評価機関名称	京都府介護サービス第三者評価事業 (評価機関：(一社)京都市老人福祉施設協議会)
			結果の開示	① あり 2 なし
	2	なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	①	入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	①	入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書		1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	①	入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	①	入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	①	あり (開催頻度) 本館年6回・ケンター年2回
	2	なし

	1 代替措置あり	(内容)		
	2 代替措置なし			
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	担当者の配置		① あり	2 なし
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと			
	① あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	① あり	2 なし
2 なし				
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	災害に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	職員に対する周知の実施		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	定期的な訓練の実施		① あり	2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し		① あり	2 なし
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり（提携ホーム名： ） ② なし			
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	① あり	2 なし	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり	② なし		
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり	② なし		

合致しない事項がある場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別を実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

本館 ・ ケアセンターひまわり
号室

※ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービス等の種類			併設・隣接 の状況	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステーション「西陣」	京都市上京区五辻通七本松老松町103-57
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園テイク・ハウスセンター（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ライフ・イン京都	京都市西京区山田平尾町46-2
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<地域密着型サービス>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園山田の家	京都市西京区山田出口町31
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園松尾の家	京都市西京区松尾井戸町36
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園居宅介護支援事業所（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステーション「西陣」	京都市上京区五辻通七本松老松町103-57
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ライフ・イン京都	京都市西京区山田平尾町46-2
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園山田の家	京都市西京区山田平尾町31
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園松尾の家	京都市西京区松尾井戸町36
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		

介護予防支援	<input checked="" type="radio"/>	なし	併設・隣接	京都市西京 ・北部地域包括支 援センター（他2 ヶ所）	京都市西京区松尾 井戸町36
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	<input checked="" type="radio"/>	なし	併設・隣接	特別養護老人ホー ム京都厚生園（他 2ヶ所）	京都市西京区山田 平尾町46
介護老人保健施設	あり	<input checked="" type="radio"/>	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	<input checked="" type="radio"/>	併設・隣接		
介護医療院	あり	<input checked="" type="radio"/>	併設・隣接		
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	あり	<input checked="" type="radio"/>	併設・隣接		
通所型サービス	<input checked="" type="radio"/>	なし	併設・隣接	京都厚生園 デイサービスセンター（ 他2ヶ所）	京都市西京区山田 平尾町46
その他の生活支援サービス	あり	<input checked="" type="radio"/>	併設・隣接		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考	
			包含※2	都度※2	料金※3		
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施
おむつ代			なし	あり		○	実費負担（おむつの種類、サイズ、使用頻度により料金が異なります。） 料金は要介護認定等に伴う確認書参照
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ週3回実施
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ週3回実施
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施
機能訓練	なし	あり	なし	あり	○		保険給付 必要に応じ実施
通院介助	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施 協力医療機関以外の付添は有料サービス 350円/15分毎 交通費実費で実施
口腔衛生管理	なし	あり	なし	あり	○		保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○		要支援2～要介護5は週1回実施。要支援1は2週に1回実施。自立者は有料サービス 350円/15分毎
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○		週に1回以上必要に応じ実施。
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○		自立者は有料サービス 350円/15分毎
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○		必要に応じ実施。自立者は有料サービス 350円/15分毎
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり			
おやつ			なし	あり			
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	外部業者。パーマ等内容により料金は異なる。
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○		必要に応じ実施。通常の利用区域内に限る。自立者は有料サービス 350円/15分毎
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	○		自立者は有料サービス 350円/15分毎
金銭・貯金管理			なし	あり	○		必要に応じて立替え、管理費と共に請求。
健康管理サービス							
定期健康診断			なし	あり	○		人間ドック年1回、健康診断年2回のうちいずれか2回
健康相談	なし	あり	なし	あり	○		必要時都度実施
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○		必要時都度実施
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○		必要時都度実施
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	○		※居室療養管理指導利用時は利用料が発生します。 必要時都度実施
入退院時・入院中のサービス							
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○		必要に応じて実施。協力医療機関以外の場合は交通費実費。同行費用は不要。原則京都市内。

入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関については毎日実施。協力医療機関以外については原則実施しない。
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関については毎日実施。協力医療機関以外については原則実施しない。

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。